

住み慣れた地域で 安心して暮らし 続けられるように

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、いろいろな取り組みが行われていますが、これからも高齢者人口の増加にともなって、介護や医療などが必要な人、ひとり暮らしや認知症の高齢者も増加すると予想されています。

こうしたことに対応するため、甲府市では地域の介護、医療、保健、福祉がお互いに連携を図り、その地域で必要なサービスや施設を整備し、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケア」を推進しています。

健康づくりのための事業について

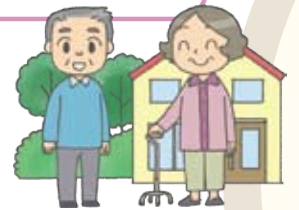
- ◆ **健康ポイント事業**
健康づくり活動にポイントを付与し、健康を推進します。
- ◆ **健康リーダー養成事業**
地域で健康づくりを普及啓発する方を養成します。
- ◆ **健康チャレンジ表彰事業**
事業所等の活発な健康づくり活動を表彰します。
- ◆ **フレイル予防教室**
フレイル予防に関する知識の普及啓発や身体機能の評価を実施し、適切な予防や対策をとるための教室を専門職により開催します。

※その他の介護予防の事業等についてはP28～33をご覧ください

健康都市こうふ基本構想・健康

住まい

- 自宅
- 有料老人ホーム
(サービス付き高齢者向け住宅) 等



健康寿命を
延伸するために…

健康づくり

- **健康づくり推進事業**
 - 健康ポイント事業
 - 健康リーダー養成事業
 - 健康チャレンジ表彰事業
 - 各種健診
 - 健康相談・教育
 - フレイル予防教室
 - 歯つらつ歯っぴーキャラバン 等



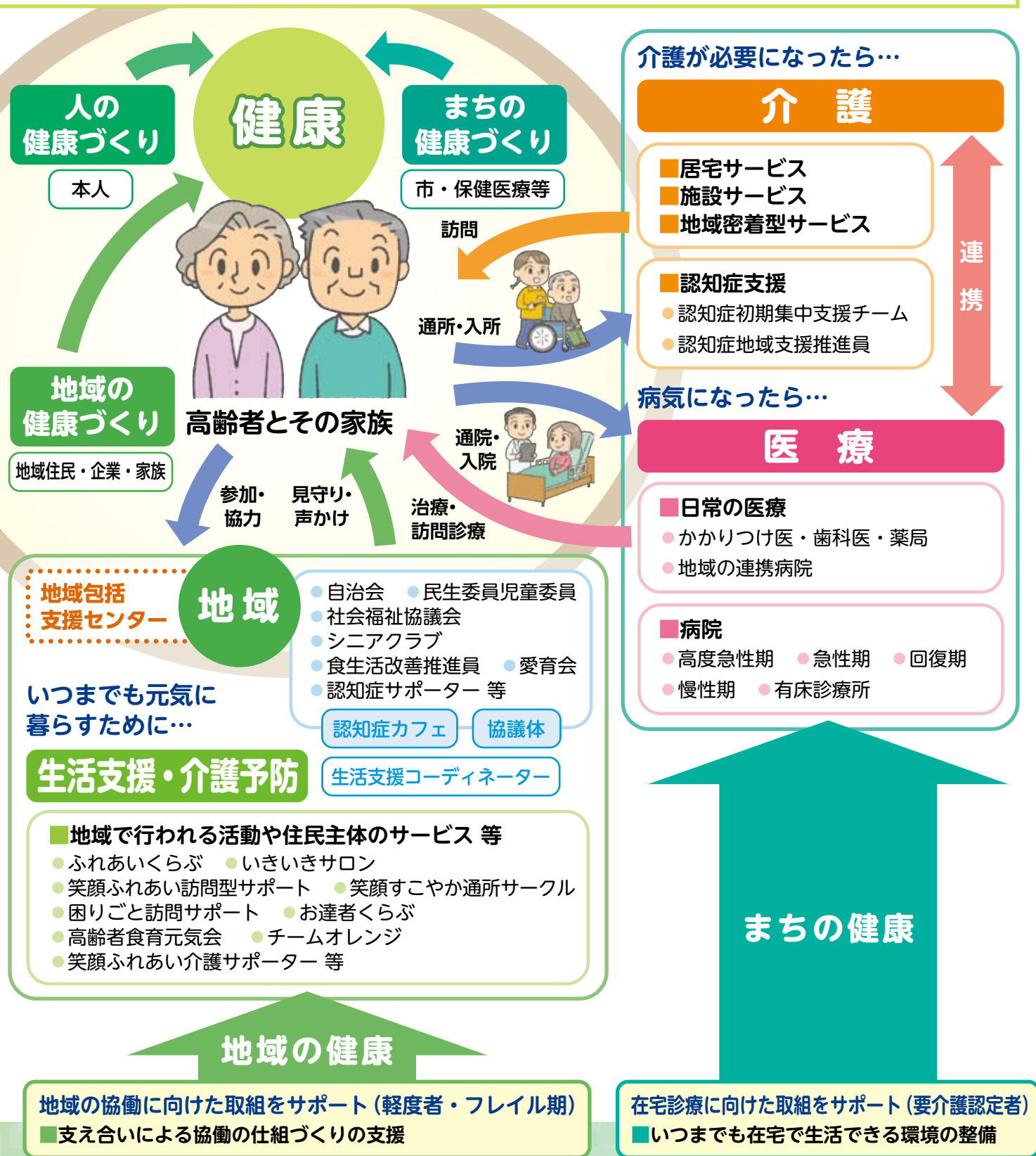
人の健康

高齢者の健康づくりをサポート(元気な高齢者)
■ 健康意識の動機づけ、習慣化の働きかけ

地区担当保健師に

甲府市地域包括ケア体制の姿

都市宣言「人」「地域」「まち」の健康づくりに取り組み、「元気Cityこうふ」を目指す



甲府市 (本庁・健康支援センター) による地域の健康づくりマネジメント (地域診断・地域ケア会議等)

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、甲府市が保険者となって運営しています。40歳以上のおなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

甲府市（保険者）

介護保険制度の運営は、甲府市が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証、負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。

● 要介護認定の申請

● 保険料の納付

● 保険証の交付

● 要介護認定

地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援



● 介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供します。
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供します。

● サービスの提供

● 利用料の支払い

介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、甲府市の認定を受け、サービスを利用できます。



第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、甲府市の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

●がん

(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

●関節リウマチ

●筋萎縮性側索硬化症

●後縦靭帯骨化症

●骨折を伴う骨粗鬆症

●初老期における認知症

●進行性核上性麻痺、大

脳皮質基底核変性症お

よびパーキンソン病

●脊髄小脳変性症

●脊柱管狭窄症

●早老症

●多系統萎縮症

●糖尿病性神経障害、糖

尿病性腎症および糖尿

病性網膜症

●脳血管疾患

●閉塞性動脈硬化症

●慢性閉塞性肺疾患

●両側の膝関節または股

関節に著しい変形を伴

う変形性関節症

介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証(介護保険被保険者証)が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに欠かせないものですから大切に扱いましょう。

- 65歳に到達する前月に交付されます。(1日生まれの人は前々月)
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人には、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用するときの利用者負担の割合(1割、2割または3割)が記載されています。

- 有効期間は1年間(8月～翌年7月)です。